

世帯調書の記入について

- 1 生計を一にしている人は、同居、別居を問わず全員記入してください。
- 2 **続柄**は、出願者本人から見た関係を、**年齢**は出願時現在で記入してください。
- 3 **就学者**とは、次の学校に在学する人をいいます。
小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（短大・大学院を含む）。
- 4 **所得の種類**は、給与、その他の区分で該当するものを記入してください。
給与とは、俸給・給料・賃金・役員報酬・賞与及び専従者給与及びこれらの性質を有する給与等、年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む）・扶助料・傷病手当金等のことです。
その他とは、給与以外での収入、配当、生活保護法による扶助料及び失業給付金等の収入のことです。
- 5 **収入金額**の記入にあたっては、次のことに注意してください。
収入金額とは、給与の場合、**所得証明書**の給与収入額又は**源泉徴収票**の支払金額のことです。
給与所得以外の場合は**所得証明書**の総所得金額を記入してください。
- 6 **収入金額**から別紙計算方法によって求めた控除額を差し引いた金額（**認定収入金額**）を選考の際の資料とします。
なお、この金額が別紙計算書表第2・表第3の収入基準額を超える場合は、奨学生の選考対象となりませんので、ご注意ください。
- 7 **就学者**の通学別について、**自宅外**の就学者で住民票を移動していない場合は、自宅外であることがわかる書類を添付してください。
なお、書類を添付していない場合は自宅として扱いますので、ご注意ください。

認定収入金額 計算方法 (資料)

(1) 給与所得の場合の計算方法

(A)

年間収入金額	控除額 (万円未満四捨五入)
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 268 万円未満の場合	控除額 = 年間収入金額
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 268 万円以上 400 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.2 + 214 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 400 万円を超え 781 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.3 + 174 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 781 万円を超える場合	控除額 = 408 万円

(B)

年間収入金額	控除額 (万円未満四捨五入)
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 65 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 65 万円を超え 180 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.4 (ただし、控除額が 65 万円未満の場合は 65 万円である)
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 180 万円を超え 360 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.3 + 18 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 360 万円を超え 660 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.2 + 54 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 660 万円を超え 1,000 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.1 + 120 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 1,000 万円を超え 1,500 万円以下の場合	控除額 = 年間収入金額 × 0.05 + 170 万円
年間収入金額 (万円未満切り捨て) が 1,500 万円を超える場合	控除額 = 245 万円

【備考】

生計を維持する者のうち、給与所得の年間収入金額が多い者 (給与所得のある者が 1 人の場合を含む。) にあつては (A) の表、少ない者にあつては (B) の表を適用する。

○次のような計算式で金額を出します。

$\text{認定収入金額} = \text{年間収入金額} - \text{控除額} - \text{特別控除額 (表第 1 の額)}$

(2) 給与所得以外の場合の計算方法

○次のような計算式で金額を出します。

$\text{認定収入金額} = \text{年間収入金額} - \text{必要経費} - \text{特別控除額 (表第1の額)}$
--

注 「必要経費」とは事業所得では、売上品原価+営業経費（雇人費、減価償却費、業務にかかる公租公価等）、農業所得では、肥料、種苗、飼料、動力機械の燃料等（平成25年の1年間の収入を得るため実際に消費した分）の購入費のことで。

(3) 判定方法

上記(1)または(2)により算出された「認定収入金額」を、別紙「表第2及び第3 収入基準額表」の金額と照らし合わせて、基準額内であるか否かによって判定を行います。

表第1 特別控除額表

母子世帯・父子世帯であること				99万円	
就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき) ※ 本人を含まない	小学校		31万円		
	中学校		46万円		
			自宅通学	自宅外通学	
	高等学校		国・公	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
	高等専門 学校	1~3年次	国・公	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
		4,5年次・ 専攻科	国・公	43万円	72万円
			私立	87万円	116万円
	大学		国・公	74万円	121万円
			私立	133万円	180万円
	専修学校 (高等課程)		国・公	39万円	69万円
			私立	88万円	118万円
専修学校 (専門課程)		国・公	36万円	81万円	
		私立	102万円	147万円	
障害者のいる世帯	障がい者1人につき (願書備考欄記載・障害者手帳の写しの添付要)			99万円	
長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額 (願書備考欄記載・支出額がわかるもの添付要)				
主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している年間金額。ただし、71万円を限度とする。(願書備考欄記載・支出がわかるもの添付要)				

震災、風水害、火災その他の災害 又は盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための 基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来 長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間 金額（願書備考欄記載・支出がわかるもの添付要）
出願者本人の控除	出願者本人が高校等に進学する場合 39万円
	出願者本人が大学に進学する場合 74万円

※ 該当する控除が2以上ある場合は、額を合わせて控除することができる。

表第2 収入基準額表（高等学校・中等教育学校後期課程・高等専門学校奨学生）

世帯人員	収入基準額	世帯人員	収入基準額	※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに11万円を7人の収入基準額に加算する。
2人	165万円以下	5人	221万円以下	
3人	190万円以下	6人	234万円以下	
4人	206万円以下	7人	246万円以下	

表第3 収入基準額表（大学奨学生）

世帯人員	収入基準額	世帯人員	収入基準額	※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに12万円を7人の収入基準額に加算する。
2人	198万円以下	5人	239万円以下	
3人	212万円以下	6人	250万円以下	
4人	229万円以下	7人	262万円以下	